

令和7年度危険物安全週間について

1 目的

危険物安全週間とは、石油類をはじめとする危険物の事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の危険物に対する意識の高揚と啓発を図る週間として、1990年（平成2年）1月19日に消防庁により毎年6月の第2週の1週間（日曜日から土曜日まで）と定められました。これは気温が高くなり危険物の自然発火による火災が多くなる夏季を目前にした6月初旬に啓発活動を行うためです。

2 期間及び標語

期間：令和7年6月8日（日）～令和7年6月14日（土）の7日間

標語：「**危険物無事故へ挑むゴング鳴る**」

3 重点目標

- ① 危険物に関する知識の啓発普及など
- ② 危険物施設における保安体制の整備促進

4 具体的な取り組み

- ① 危険物施設等への危険物安全週間推進ポスターの配布
- ② 危険物施設等への立入検査
- ③ 危険物施設等の従業員への危険物の保安に対する意識の高揚のための啓発活動
例：立入検査時に危険物施設の事故事例等を広報する
- ④ 市民への危険物取り扱いに対する広報（HP、広報紙への掲載）
例：冬季に使用した灯油を持越し使用の危険性、灯油タンク、ガソリン携行缶などの適正な利用について

危険物の貯蔵・取扱いの注意点

1 はじめに

ガソリンと灯油の性質には表に記した危険性があります。

ガソリン	灯油
・-40°C以上で気化し、小さな火種でも着火して爆発的に燃焼する。 ・気化した蒸気は空気より重く滞留し、離れた場所であっても引火の危険性がある。 ・電気を通さない不導体なので、静電気が発生しやすい。	・40°C以上になるとガソリンと同様、引火危険がある。 ・霧状、布などにしみ込んだ状態になると引火しやすい。

2 貯蔵の注意点

- ① 専用貯蔵庫で貯蔵し、火気厳禁です。
- ② 蒸気を発生させないでください。
- ③ 静電気に気を付けてください。
- ④ 消火器の準備してください。
- ⑤ 整理整頓し、不必要なものは置かないでください。

3 取扱いの注意点

- ① 使用中は火気厳禁です。
- ② 貯蔵容器のふたは確実に閉めてください。
- ③ 高温となる場所は避けてください。
- ④ 子供の手の届くところには置かないでください。
- ⑤ 定期的に換気してください。
- ⑥ 石油ストーブの灯油の詰め替えは火を消してから行ってください。
- ⑦ 持越し灯油は劣化している可能性があるので使用には十分注意してください。（変色や不純物の浮遊がある場合は使用しないでください。）
- ⑧ セルフスタンドでは、ご自分でのガソリン携行缶への注油は禁止されています。
- ⑨ 油性塗料を使用する際は、換気及び火気の取り扱いに気を付けてください。
- ⑩ バーベキューの炭火に着火剤を注ぎ足さないでください。



4 運搬の注意点

- ① 運搬する容器は専用の容器で行ってください。（例：灯油用ポリエチレン缶、金属製ガソリン携行缶）
- ② ガソリンは電気を溜めこむ性質がありますので振動等に注意してください。
- ③ エレファントノズルを装着したまま運搬しないでください。（確実に蓋をする）
- ④ 容器の転倒防止を行ってください。
- ⑤ 乗用車でのガソリンの運搬は最大22リットルまでとしてください。
- ⑥ 運搬貯蔵容器は、経年劣化します。使用期限に気を付けてください。